

○原付講習実施要領の制定について(通達)

(平成4年10月26日岡運免第325号警察本部長例規)

改正 平成8年8月岡運免第466号 平成10年3月第53号
平成12年2月岡運教第19号 平成13年4月第37号
平成18年3月岡務第68号 平成19年8月岡運免第238号
平成21年3月岡務第195号 平成24年3月岡運免第137号
平成24年7月岡務第550号 平成25年11月岡交企第549号・岡指第673号・岡運免第802号・岡運管第121号
平成29年3月8日岡運免第103号 平成31年4月9日岡務第329号
令和元年6月28日岡務第52号 令和4年6月2日岡運免第369号
2号

各部長・参事官・所属長

この度、道路交通法の一部を改正する法律(平成4年法律第43号)が公布され、新たに原動機付自転車の運転に関する講習制度が本年11月1日から実施されることに伴い、原動機付自転車の運転に関する講習規程(平成4年岡山県公安委員会規程第5号)が定められた。

この講習は、公安委員会から委託を受けた者が実施するため、その具体的実施要領として、別添のとおり原動機付自転車の運転に関する講習実施要領を定めたので、指導、監督等運用上誤りのないようになされたい。

別添

原付講習実施要領

第1 趣旨

この要領は、岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)から委託を受けた者(以下「講習機関」という。)が原付講習に関する規程(平成4年岡山県公安委員会規程第5号。以下「規程」という。)に基づく講習(以下「講習」という。)を行うに際し、必要な事項を定めるものとする。

第2 講習の実施

1 講習対象者

原動機付自転車免許(以下「原付免許」という。)を受けようとする者又は原付免許の試験に合格したがいまだ講習を受講していない者とする。ただし、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第33条の5の3第3項に該当する者は、この限りでない。

2 受理手続

(1) 講習は予約制とし、講習機関は、受講者の住所地に関係なく受理するものとする。

(2) 講習機関は、受講者本人又は代理人から講習日の前日までに、次の書類を添付等した原付講習受講申込書(様式第1号)を受理するものとする。

ア 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)を記載したものに限る。)。ただし、他の種類の運転免許を現に受けている者にあっては、運転免許証

イ 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第17条第2項第10号に規定する申請用写真2枚

(3) 申込みを受理した講習機関は、原付講習受講申込書下欄の「原付講習予約申込書」を切り離して交付するものとする。

3 講習日

講習機関は、交通部運転免許課長(以下「運転免許課長」という。)と協議して、講習日を毎月2回以上定めるものとする。

4 講習計画

講習機関は、運転免許課長と協議し、別表に基づき原付講習計画書(様式第2号)を作成するものとする。

5 講習の実施方法

(1) 受講定員及び指導員数

ア 受講定員

受講定員は、施設の規模、講習指導員(以下「指導員」という。)の人数等に応じ、運転免許課長と協議して定めるものとする。

イ 指導員数

指導員は、1グループ10名の受講者に対して3名を基準とする。このうち、1名が中心となり、この者の指示により効果的な講習を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、講習機関は運転免許課長と協議するものとする。

(2) 使用車両

講習に使用する原動機付自転車は、スクータータイプのものを使用するものとするが、必要に応じて変速ギヤ付きのものを併用することができる。

なお、受講者用車両台数は、受講者全員が乗車できる台数を確保しなければならない。

(3) 講習指導案

講習機関は、別表及び運転免許課長が別に定める原付講習指導要領に準拠し、各地域の実態に即して実質的效果が上がる内容の講習指導案を作成して実施するものとする。

(4) 課題・コースの設定基準

講習の課題・コース設定については、運転免許課長が別に定める原付講習の課題・コース設定基準に従って設定するものとする。

(5) 講習用教材等

ア 講習用教材

運転適性検査には、安全運転自己診断警察庁方式 KM85 型「あなたが考える安全運転適性」又はこれと同等以上の安全運転自己診断用の検査用紙を使用するものとする。また、視聴覚教材には、原動機付自転車の操作方法及び走行方法並びに安全運転に必要な知識等を内容とする視聴覚教材を用いるものとする。

イ 教本

教本は、次の内容について、図やイラストを多く用いるなど、分かりやすくまとめられたものを使用するものとする。

(ア) 原動機付自転車の操作、走行等、運転の方法(法規制の内容を含む。)に関する知識

(イ) 原動機付自転車の運転の特性と事故の特徴に関する知識

(ウ) 場所(交差点、カーブ等)並びに天候及び路面状況に応じた安全な運転の方法に関する基本的な知識

(エ) 危険予測、回避方法等、原動機付自転車の安全な運転に必要な実践的な知識

ウ 地方版資料

地域における道路交通の現状と交通事故の実態等を記載したものを使用するものとする。

(6) 講習効果の確認

講習終了に際し、修得状況が良好でない者については、再度講習を受けるよう勧奨するものとする。

なお、再受講の際には前回の講習の未修得科目について指導することとし、講習手数料は徴収しないものとする。

(7) 事故防止

次に掲げる事項について特段の配慮をするものとする。

ア 指導員は、受講者には必ずヘルメット、ゼッケン、手袋等を確実に着用させること。

イ 指導員は、両耳の聴力(補聴器により補われた聴力を含む。)が 10 メートルの距離で、90 デシベルの警音器の音が聞こえるものであることとする適性試験の合格基準を満たさない者及び聴力に不安があるため、講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する者を含めて集団講習(運転演習)を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、

無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

ウ 講習中の事故に備え、傷害保険等に参加すること。

(8) 天候不順時の対応

原則として、天候不順でも実施することとするが、降雪等の悪天候により、講習を安全に実施することが困難な場合は、後日、講習日を指定して受講させるものとする。

第3 講習計画等の届出

1 講習機関は、原付講習計画届出書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付し、運転免許課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

- (1) 原付講習指導員名簿(様式第4号)
- (2) 原付講習に使用するコース図及び走行経路
- (3) 原付講習車両一覧表(様式第5号)
- (4) 原付講習計画書

2 1の届出事項に変更を生じた場合は、その都度報告しなければならない。

第4 指導及び監督

1 運転免許課長は、講習の立会い、帳簿の点検等の方法により、随時講習機関に対する指導及び監督を行うものとする。

2 指導及び監督に当たっては、必要な報告及び資料の提出を求めることができる。

第5 指導員の研修

1 運転免許課長は、指導員の技術及び知識の向上に資するため、研修を行うことができる。

2 講習機関は、指導員に1に規定する研修を受けさせなければならない。

第6 報告

講習機関は、次により運転免許課長に報告するものとする。

報告書類	報告期限等
原付講習受講申込書(様式第1号(収入証紙貼付書))	実施の都度
原付講習実施結果報告書(様式第6号)	同上
原付講習計画書の変更事項	変更の都度
原付講習中の事故発生報告書(様式第8号)	速報

第7 講習機関の備付書類等

講習機関は、次により文書を備え付け、又は保存するものとし、文書の保存期間は、文書が完結した日の属する年の翌年から起算するものとする。

1 備付書類

- (1) 原付講習計画届出書(様式第3号)の写し
- (2) 原付講習指導員名簿(様式第4号)

(3) 原付講習に使用するコース図及び走行経路

(4) 原付講習車両一覧表(様式第5号)

2 保存書類

文書名	保存期間
原付講習受講申込書(様式第1号(講習機関控))	1年間
原付講習計画書(様式第2号)	長期
原付講習終了証明書交付台帳(様式第7号)	1年間

第8 交通部運転免許課の文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存期間
原付講習受講申込書(様式第1号(収入証紙貼付書))	5年間
原付講習計画届出書(様式第3号)(添付書類を含む。)	長期
原付講習実施結果報告書(様式第6号)	1年間
原付講習中の事故発生報告書(様式第8号)	1年間

別表

原付講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

講習科目	講習細目	指導内容	所要時間
受付	1 集合時間の告知		10分
	2 グループ編成		
		小計	10分
開講	1 開講の挨拶		10分
	2 講師紹介		
	3 講習実施上の諸注意		
	4 準備体操	・ 手足の柔軟体操	
	5 ヘルメットの着用方法	・ ヘルメットの着用方法、正しいあごひものしめ方	
		小計	10分
基本操作	正しい手順及び正確な操作		
	1 装置の名称と取扱い	・ 運転に必要な装置の位置と役割	3分
	2 運転姿勢	・ 自然なフォーム、特に肩や肘に力の入らない姿勢	2分
	3 アクセルとブレーキ	・ ゆっくりとしたアクセルの回し方と素早い戻し、スムーズなブレーキ操作	5分
	4 スタンドのたて方とおろし方	・ アクセルに手を触れないスタンドのたて方、おろし方	2分
		小計	12分

基本走行	バランスとスムーズな走行		
	1 発信と停止	・ バランスのよい直進、安定した停止	10分
	2 スピードの調節	・ 無理のない操作による加速と減速	2分
	3 8の字走行	・ スムーズな切り返し	12分
	4 カーブ走行	・ 直線における加・減速、カーブでの安定走行	5分
	5 徐行	・ 見通しの悪い場所での徐行	5分
	6 狭路での安定走行	・ 狭路の手前での適切な減速と安定走行	5分
	7 視点、視野範囲	・ 十分な安全確認のできる視点と範囲	5分
			小計
応用走行	法規走行及び安全運転		
	1 合図と安全確認	・ 合図の時期と安全確認	3分
	2 進路変更	・ スムーズな進路変更と安全確認	2分
	3 交差点での安全走行	・ 正しい右・左折と安全確認、他車との関係	8分
		・ 正しい停止位置での確実な停止	7分
		・ 方向指示器操作、安全確認と安定走行	4分
		・ 連続する法規履行走行	15分
	4 交差点での優先順位	・ 混合交通の中での優先順位	10分
5 危険予知、危険回避	・ 隠れた危険の予知、障害物の回避	10分	
		小計	59分
安全運転の知識	1 運転適性検査	・ 安全運転自己診断を使用した安全指導	15分
	2 視聴覚教育	・ 映画、DVD、写真パネル、教本等を活用した教育及びディスカッション	20分
			小計
閉講	1 閉講のことば	・ 自己防衛及び人命尊重の精神を醸成するための動機付け	5分
	2 原付講習終了証明書の交付		5分
			小計
		合計所要時間	180分

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。